

京都大学大学院医学研究科研究交流促進事業取扱要領

(平成25年2月28日 研究科長裁定制定 (同日付医学教授会承認))

(平成28年3月10日 研究科長裁定一部改正 (同日付医学教授会承認))

(令和3年3月25日 研究科長裁定一部改正 (同日付医学教授会承認))

(令和5年5月11日 研究科長裁定一部改正 (同日付医学教授会承認))

(令和6年1月11日 研究科長裁定一部改正 (同日付医学教授会承認))

(趣旨)

第1条 この要領は、医学研究科における研究交流促進事業に関し、京都大学「医学領域」産学連携推進機構内規(令和5年5月11日研究科長裁定。以下「内規」という。)第2条の業務の一環として研究交流促進事業を実施するための必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「研究交流促進事業」とは、本学が保有する「知」の集積を活用することで、共同研究の推進及び新事業の創出等の産学連携の拡大及び促進に資する事業をいう。

(申請)

第3条 研究交流促進事業の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める研究交流促進事業申請書を医学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出し、申請するものとする。

2 前項の申請をすることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の研究成果の社会的な実現及び普及を促進する研究成果開発型企业
- (2) ベンチャーの起業を志し、創業のための調査及び体制作りを行っている本学の学生又は教職員
- (3) 民間企業等との産学連携活動を目的とした期限付きのプロジェクトを実施し、又はしようとする本学の教職員
- (4) その他研究科長が適当と認める者

3 前項第1号に掲げる者の申請に際しては、本学教職員を保証人として必要とする。

(審査)

第4条 前条第1項の申請を受けた研究科長は、研究交流促進事業としての認定の可否について決定する。

2 研究科長は、前項の決定に先立って、その可否について内規第4条に定める機構会議に諮問する。

3 研究科長は、第1項の規定に基づき研究交流推進事業としての認定を可としたときは、別に定める研究交流促進事業認定証を申請者に交付するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、研究科長は、前条第2項第3号のプロジェクトが、研究科長が設置又は受入を決定した産学共同講座、寄附講座又は共同研究(以下「認定講座等」という。)であるときは、研究交流促進事業として

認定する。この場合において、前項の交付は省略することができる。

(認定期間)

第5条 研究交流促進事業の認定の有効期間は、認定の日から起算して5年間とする。ただし、前条第4項により認定された研究交流促進事業にあつては、当該認定の日から当該認定講座等の存続期間又は契約期間の末日までとする。

2 前項の有効期間は、更新することができ、その手続は、申請の例に準じるものとする。

(施設利用)

第6条 研究交流促進事業の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、医学研究科の施設を利用することができる。

2 認定事業者は、医学研究科の施設を利用するにあつては、本学の定める関係規程を遵守し、適正に利用しなければならない。

(報告)

第7条 認定事業者は、認定期間中に得られた成果についての報告書を研究科長に提出するものとする。

2 研究科長は、本学のアカデミアとしての研究等の活動において必要があるときは、認定事業者と協議のうえ、認定事業者が施設において行った研究等から得られた記録、資料その他の研究等の結果の提出を求めることができる。

(計画等の変更)

第8条 認定事業者は、研究交流促進事業の実施に関する計画等を変更しようとするときは、速やかに別に定める研究交流促進事業変更届出書を研究科長に提出するものとする。

(認定の取り消し)

第9条 研究科長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、その認定を取り消すことができる。

- (1) 法令及び本要領その他本学の定める関係規程に違反したとき。
- (2) 研究交流促進事業申請書その他提出書類に、虚偽の記載をしたとき。
- (3) 手形若しくは小切手の不渡りが生じ、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売その他これらに類する手続の申立てを受けたとき。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを受けたとき。
- (6) 破産法に基づく破産手続開始又は会社法に基づく特別清算開始の申立てを受けたとき。

(反社会勢力の排除)

第10条 認定事業者は、次の各号に掲げる事項を表明し、及び保証するものとし、認定事業者が次の各号の一に違反したと判明したときは、研究科長は、何らの催告を要せずに認定を取り消すことができる。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させないこと。
- (4) 本学に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行わないこと。
- (5) 偽計又は威力を用いて本学の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為を行わないこと。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、研究交流促進事業に関し必要な事項は、機構会議の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月11日から施行する。